

県と市町の地域づくり連携・協働協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、県と市町の地域づくり連携・協働協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県と市町が連携の強化をはかり、協働して地域づくりの基盤を整備し、地域づくりを推進することにより、地域主権社会の実現を目指すものとする。

(協議等事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議又は研究する。

- (1) 地域づくりにおける県と市町の連携・協働及び適正な役割分担のあり方に関する事項
- (2) 地域主権社会の実現に向けた県から市町への分権に関する事項
- (3) 県と市町における行政分野の専門性の向上に寄与する事項
- (4) その他協議会の目的達成のために情報共有及び検討が必要な事項

第2章 組織

(協議会の構成及び運営)

第4条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会における会議は、全県的な政策課題等を取り扱う全県会議、及び各地域における地域課題等を取り扱う地域会議で構成する。
- 3 協議会の運営は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会が協働して行うものとする。
- 4 本規約に基づく各種の会議の招集を所管する者は、やむを得ない事由により会議を開催する時間的余裕がないと認めるときその他正当な事由があると認めるときは、書面（電磁的方法による記録を含む。）による決定又は協議をもって会議に代えることができる。
- 5 別段の定めがない限り、本規約に基づく各種の会議の協議等事項は出席者の過半数をもって決定する。
- 6 会議、会議録及び会議に提出した文書は公開とする。
- 7 会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 三重県知事
- (2) 副会長 三重県市長会会長、三重県町村会会長及び三重県地域連携・交通

部を担任する副知事

(役員)の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、三重県地域連携・交通部に置く。

2 次条に規定する全県会議は地域連携・交通部担当課が所管し、第15条に規定する地域会議は地域防災総合事務所及び地域活性化局（以下「地域防災総合事務所等」という。）担当室が所管する。

第3章 全県会議

(全県会議)

第8条 全県会議は、総会及び第13条に規定する調整会議（以下この章において「調整会議」という。）で構成する。

2 全県会議には、第3条に規定する事項の協議等を行うため、調整会議の決定に基づき第14条に規定する検討会議（以下この章において「検討会議」という。）を設置することができる。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集する。

(総会の決定事項)

第10条 総会は、次に掲げる事項について決定する。

(1)第3条の規定による協議等事項の対応方針

(2)前号の規定によるもののほか、協議会の運営に関する重要事項で、会長が必要と認める事項

(総会の議長)

第11条 総会の議長は、会長が指名する者とする。

(総会の定足数)

第12条 総会は、協議会の構成員（又はその代理人）の半数以上の者が出席しなければ、開会することができない。

(調整会議)

第13条 調整会議は次に掲げる事項について決定又は協議する。

(1)第3条に規定する事項に係る具体的な協議内容等

(2)第8条第2項の規定による検討会議の設置

- (3) 第 10 条に規定する総会における決定事項及び総会への報告事項
- (4) 第 17 条に規定する地域会議の調整会議への提案事項
- 2 調整会議は、市町企画担当課（室）、三重県部局主管課及び地域防災総合事務所等担当室の職員で構成する。
- 3 調整会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 調整会議は、三重県地域連携・交通部担当課長が招集する。

（検討会議）

- 第 14 条 検討会議は、調整会議の決定により設置し、定められた事項について協議等を行う。
- 2 検討会議は、協議等に関係する市町、三重県部局及び地域防災総合事務所等の職員で構成する。
 - 3 検討会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
 - 4 検討会議は、構成する者の中から互選された代表者が招集する。
 - 5 前各項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、調整会議で別に定める。

第 4 章 地域会議

（地域会議）

- 第 15 条 地域会議は、円卓対話、円卓グループ対話及び第 17 条に規定する調整会議（以下この章において「調整会議」という。）で構成する。
- 2 地域会議には、第 3 条に規定する事項のうち地域における課題について協議等を行うため、調整会議の決定に基づき第 18 条に規定する検討会議（以下この章において「検討会議」という。）を設置することができる。
 - 3 円卓対話は、市町を単位として開催する。
 - 4 円卓グループ対話、調整会議及び検討会議は、原則として地域防災総合事務所等を単位として開催するが、協議等を行う課題に応じて、複数の地域防災総合事務所等又は個別の市町等を単位として開催することができる。

（円卓対話及び円卓グループ対話）

- 第 16 条 円卓対話は、第 3 条に規定する事項のうち市町固有の課題について、知事と市町長が議論し、課題に対して共通した認識を醸成するとともに、課題の解決に向けて 1 歩でも前に進めることを目的として開催する。
- 2 円卓グループ対話は、第 3 条に規定する事項のうち地域共通の課題について、知事と関係市町長が議論し、課題に対して共通した認識を醸成するとともに、地域における連携・協働に向けた協議を行い、住民サービスの向上や県と市町との連携の強化を図ることを目的として開催する。
 - 3 円卓対話は、市町長と三重県知事で構成する。
 - 4 円卓グループ対話は、原則として地域防災総合事務所等管内の市町長、三

重県知事、地域防災総合事務所長及び地域活性化局長（以下「地域防災総合事務所長等」という。）で構成する。

- 5 円卓対話及び円卓グループ対話は、必要に応じて別表に掲げる者及び前二項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 6 円卓対話及び円卓グループ対話は、地域防災総合事務所長等が招集する。

（調整会議）

第 17 条 調整会議は次に掲げる事項について決定又は協議する。

(1)第 3 条に規定する事項のうち地域における課題に係る具体的な協議内容等

(2)第 15 条第 2 項の規定による検討会議の設置

(3)第 16 条に規定する円卓グループ対話における検討事項及び報告事項

(4)第 13 条に規定する全県会議の調整会議への提案事項

(5)その他協議会の目的達成のために地域において県と市町の調整が必要な事項

- 2 調整会議は、地域防災総合事務所等管内の市町関係部課（室）長、地域防災総合事務所長等及び地域防災総合事務所等担当室長で構成する。
- 3 調整会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 調整会議は、地域防災総合事務所長等が招集する。

（検討会議）

第 18 条 検討会議は、調整会議の決定により設置し、定められた事項について協議等を行う。

- 2 検討会議は、協議等に関係する地域防災総合事務所等管内の市町、地域防災総合事務所等及び三重県の地域機関等の職員で構成する。
- 3 検討会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 検討会議は、地域防災総合事務所等担当室長が招集する。

（その他）

第 19 条 第 15 条から前条までに定めるもののほか、円卓対話、円卓グループ対話、調整会議及び検討会議の運営に関し必要な事項は、調整会議で別に定める。

第 5 章 経費等

（経費）

第 20 条 協議会の運営に係る経費は、全県会議は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会の三者が負担し、その負担割合は三者が協議し決定する。また、地域会議は、原則として三重県が負担するが、三重県と関係市町との協議により関係市町に負担を求めることができることとする。

（雑則）

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成21年2月10日から施行する。

(県と市町の新しい関係づくり協議会規約の廃止)

第2条 「県と市町の新しい関係づくり協議会規約(平成18年4月1日制定)」は、これを廃止する。

(経過措置)

第3条 この規約の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以前に「県と市町の新しい関係づくり協議会規約」第14条第1項の規定により設置された検討部会は、施行日以後において、第14条の規定により設置された検討会議とみなす。

2 この規約の施行日以前に、三重県が定めた「県と市町の地域づくり支援会議設置要綱(平成19年5月22日制定)」第6条の規定により設置された課題会議は、施行日以後において、第18条の規定により設置された検討会議とみなす。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年2月16日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年2月16日から施行する。

別 表（第 4 条、第 5 条、第 16 条関係）

県と市町の地域づくり連携・協働協議会 名簿

役職名		役職名	
会 長	三重県知事		三重県知事
副会長	三重県市長会会長		三重県副知事
	三重県町村会会長		危機管理統括監
	三重県副知事		総務部長
委 員 (市町)	津市長	委 員 (県)	デジタル推進局長
	四日市市長		政策企画部長
	伊勢市長		地域連携・交通部長
	松阪市長		スポーツ推進局長
	桑名市長		南部地域振興局長
	鈴鹿市長		防災対策部長
	名張市長		医療保健部長
	尾鷲市長		子ども・福祉部長
	亀山市市長		環境生活部長
	鳥羽市長		環境共生局長
	熊野市長		農林水産部長
	いなべ市長		雇用経済部長
	志摩市長		観光部長
	伊賀市長		県土整備部長
	木曾岬町長		県土整備部理事
	東員町長		会計管理者兼出納局長
	菰野町長		企業庁長
	朝日町長		病院事業庁長
	川越町長		教育長
	多気町長		警察本部長
	明和町長		桑名地域防災総合事務所長
	大台町長		四日市地域防災総合事務所長
	玉城町長		鈴鹿地域防災総合事務所長
	度会町長		津地域防災総合事務所長
	大紀町長		松阪地域防災総合事務所長
	南伊勢町長		伊賀地域防災総合事務所長
紀北町長	南勢志摩地域活性化局長		
御浜町長	紀北地域活性化局長		
紀宝町長	紀南地域活性化局長		